

鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、条例第7条の規定に基づき次のとおり公告し、当該方法書を縦覧に供する。

平成21年9月1日

鳥取県東部広域行政管理組合管理者 鳥取市長 竹 内 功

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称 鳥取県東部広域行政管理組合
  - (2) 代表者の氏名 管理者 鳥取市長 竹内 功
  - (3) 主たる事務所の所在地 鳥取市鍛冶町18-2
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
  - (1) 名称 鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）
  - (2) 種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置及び供用に係る事業
  - (3) 規模 処理能力 約330トン/日（現時点で想定される規模）
- 3 対象事業実施区域  
鳥取市河原町山手及び郷原
- 4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域  
鳥取市河原町
- 5 方法書の縦覧の場所、期間及び時間
  - (1) 縦覧の場所  
鳥取市鍛冶町18-2  
鳥取県東部広域行政管理組合事務局生活環境課  
鳥取市東町一丁目220  
鳥取県生活環境部環境立県推進課  
鳥取市尚徳町116  
鳥取市環境下水道部生活環境課  
鳥取市国府町町屋305-1  
鳥取市国府町総合支所市民福祉課  
鳥取市福部町細川668  
鳥取市福部町総合支所市民福祉課  
鳥取市河原町渡一木277  
鳥取市河原町総合支所市民福祉課  
鳥取市用瀬町用瀬832  
鳥取市用瀬町総合支所市民福祉課  
鳥取市佐治町加瀬木2519-3  
鳥取市佐治町総合支所市民福祉課  
鳥取市気高町浜村282-1  
鳥取市気高町総合支所市民福祉課  
鳥取市鹿野町鹿野1517  
鳥取市鹿野町総合支所市民福祉課  
鳥取市青谷町青谷667  
鳥取市青谷町総合支所市民福祉課

(2) 縦覧期間及び縦覧時間

平成21年9月1日(火)から同月30日(水)までの日(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

6 意見書の提出期限等

方法書について環境保全の見地から意見を有する者は、条例第8条第1項の規定に基づき、次に定めるところにより意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

平成21年10月14日(水)

なお、郵送等による場合は、当該期限までに到達したものに限り、受け付ける。

(2) 提出先及び問合せ先

〒680-0052鳥取市鍛冶町18-2

鳥取県東部広域行政管理組合事務局生活環境課

電話 0857-26-0532

ファクシミリ 0857-29-2759

電子メール assess@east.tottori.tottori.jp

(3) 記載事項等

ア 様式は自由とし、次に掲げる事項を記載して、持参、郵送、ファクシミリ及び電子メールのいずれかの方法で提出することができる。

(ア) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(イ) 意見書の提出に係る対象事業の名称

(ウ) 方法書についての環境の保全の見地からの意見

イ 意見書を提出先に持参する場合の受付日時は、(1)の期限までの日のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時30分までとする。